

警備業法の改正について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)の施行に伴い、認定証、標識等の書面の掲示等を義務付けている規制の見直しがなされ、警備業法及び同法施行規則が改正されました(令和6年4月1日施行)。

この改正に伴い、警備業の認定証が廃止され、認定証に変わるものとして標識を作成して掲示し、同標識をウェブサイトに掲示する必要があります。

概要は以下のとおりですので、警備業事業者の方は、本紙を御確認の上、取扱いに誤りのないようにしてください。

概要

1

標識について

これまで

公安委員会が交付した認定証を主たる営業所に掲示しなければならない。

令和6年4月1日以降

認定証に代わり、事業者自身で標識（様式は裏面を参照）を作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

標識作成に必要な事項は、認定（更新）の際に警察署が通知します。

2

ウェブサイト上の掲示について

これまで

ウェブサイトへの掲示規定なし

令和6年4月1日以降

事業者は、当該事業者のウェブサイト上に標識を掲示しなければならない（除外規定あり）。

ウェブサイトは、当該事業者が他の事業者に委託して運用しているウェブサイトも含み、トップページ等消費者の目につきやすい箇所に標識を明瞭に掲示することが必要です。

除外規定

事業の規模が著しく小さい場合等（以下①、②のいずれかに該当する場合）は、ウェブサイト上における掲示義務は免除されます。

- ①常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ②当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合

3

その他

従前の警備業法第4条の認定を受けている事業者の認定番号及び認定の有効期間は、現在交付を受けている認定証と同一ですので、標識には認定証と同一の内容を記載してください。

標識及び法改正後の新しい申請様式は、島根県警察ホームページ「<https://www.pref.shimane.lg.jp/police/>」の「申請・手続」コーナーに掲載しています。

お問合せ先

島根県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 営業保安係(0852-26-0110)内線3032
又は 最寄りの警察署 生活安全(刑事)課(生活安全(刑事)係)

別記様式第2号（第6条関係）

警備業者

認定をした公安委員会	公安委員会
認定の番号	第 号
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称	
所在地	

記載要領　所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

備考　1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警備業法（昭和47年法律第107号）抜粋

（標識の掲示義務等）

第6条 警備業者は、認定を受けたことを示す内閣府令で定める様式の標識について、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

警備業法施行規則（昭和58年総理令第1号）抜粋

（標識の様式）

第6条 法第6条第1項の内閣府令で定める様式は、別記様式第2号のとおりとする。

（標識の閲覧）

第7条 法第6条第1項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 常時使用する従業者の数が5人以下である場合

二 当該警備業者が管理するウェブサイトを有していない場合

2 法第六条第一項の規定による公衆の閲覧は、当該警備業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。